

# 公立大学法人大阪年俸制パートタイム有期雇用教職員給与規程

制 定 令和8.3.30 規程 68

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人大阪有期雇用教職員就業規則（以下「有期雇用教職員就業規則」という。）第45条の規定に基づき、同条第7号に掲げる年俸制パートタイム有期雇用教職員（以下「年俸制パートタイム有期雇用教職員」という。）の給与に関する事項を定めるものとする。

### (給与の種類)

第2条 年俸制パートタイム有期雇用教職員の給与は、年俸、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当及び共同研究等貢献手当とする。

## 第2章 年俸の決定

### (年俸の決定)

第3条 年俸制パートタイム有期雇用教職員の年俸の額は、別表に定める年俸の額に、その者の1週あたりの所定勤務時間を37.5で除して得られる割合を乗じて得られる額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が特に必要と認める場合には、年俸制パートタイム有期雇用教職員の年俸の額については、理事長が個別に定めることができる。

### (年俸の計算期間)

第4条 年俸の計算期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

### (年俸の情勢改定)

第5条 理事長が必要であると認める場合については、本法人の業務の実績及び社会一般の情勢を考慮し、年俸を改定することができる。

## 第3章 年俸の支給方法等

### (年俸の支給方法等)

第6条 年俸は、12等分して毎月の給与支給日に支給する。

### (新たに年俸制パートタイム有期雇用教職員になった者に対する支給方法)

第7条 計算期間の途中で新たに年俸制パートタイム有期雇用教職員になった者については、年俸制パートタイム有期雇用教職員となった日から年俸を支給する。

2 前項の適用を受ける者が当該計算期間に受ける年俸は、前条の規定による年俸の額を12で除して得た額（以下「年俸月割額」という。）に、年俸制パートタイム有期雇用教職員となった日から計算期間の末日までの期間の月数（1月未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。）を乗じて得た額を支給する。この場合、毎月の給与支給日に支給する

年俸の額は、年俸月割額とする。

- 3 月の途中で年俸制パートタイム有期雇用教職員となった者については、前項に定める年俸のほか、年俸制パートタイム有期雇用教職員となった日以降の勤務した時間分の年俸を、年俸制パートタイム有期雇用教職員となった日の翌月の給与支給日に支給する。この場合、勤務1時間につき支給する年俸の額は、次の計算式により得られる額とする。

「年俸月割額」

「週勤務時間」×52/12

- 4 前項に規定する週勤務時間とは、次の計算式により得られる時間とする。  
「週勤務時間」＝「週所定勤務時間」－「週所定勤務時間」×「年間祝日等日数」÷365
- 5 前項の週所定勤務時間及び年間祝日等日数の定義については、公立大学法人大阪パートタイム有期雇用教職員給与規程（以下「パートタイム有期雇用教職員給与規程」という。）第11条第4項の規定を準用する。
- 6 第4項に規定する週勤務時間に12分の52を乗じたものに30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げる。

#### （退職者等に対する支給方法）

- 第8条 年俸制パートタイム有期雇用教職員である者が、その職を離れたときは、その日（以下「離職日」という。）の翌日以降の年俸は支給しない。
- 2 前項の支給しないこととなる年俸は、当該計算期間の年俸月割額に、離職日から計算期間の末日までの間の月数（端数が生じたときはこれを切り上げる。）を乗じて得た額とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、月の途中でその職を離れた者については、離職日以前の勤務した時間分の年俸を、離職日の属する月の給与支給日に支給する。この場合、勤務1時間につき支給する年俸の額は、前条第3項から第6項の規定を準用して計算する。
- 4 前3項の規定にかかわらず、年俸制パートタイム有期雇用教職員である者が死亡したときは、死亡した日の属する月分の年俸を、死亡した日の属する月の給与支給日に支給する。

#### （休職者等の年俸）

第9条 次の各号に掲げる休職等となった年俸制パートタイム有期雇用教職員のその間の年俸については、パートタイム有期雇用教職員給与規程第8条に定める休職等となった月給制パートタイム有期雇用教職員に支給される給与の規定を準用して支給する。この場合、給料を年俸月割額と読み替えるものとする。

- (1) 有期雇用教職員就業規則第12条第1項の規定による休職
- (2) 有期雇用教職員就業規則第41条第3号の規定による停職
- (3) 公立大学法人大阪教職員の育児・介護休業等に関する規程（以下「育児介護休業規程」という。）に規定する育児休業、出生時育児休業及び介護休業
- (4) 育児介護休業規程に規定する育児短日数勤務

(5) 有期雇用教職員就業規則第 36 条に定める業務傷病休業又は通勤傷病休業

**(休職前後の年俸支給の変更)**

第 10 条 年俸制パートタイム有期雇用教職員が月の中途において、前条各号に規定する休職、停職、育児・介護休業、育児短日数勤務又は業務傷病休業等（以下「休職等」という。）となり、又は、休職等が終了し、再び勤務することとなった場合は、その月の年俸月割額は、第 7 条及び第 8 条の規定を準用して計算し、支給する。

**(欠勤等による年俸の減額)**

第 11 条 年俸制パートタイム有期雇用教職員が公立大学法人大阪有期雇用教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「有期雇用教職員勤務時間等規程」という。）第 2 章又は第 3 章に規定する勤務日（以下「所定の勤務日」という。）又は勤務時間（以下「所定の勤務時間」という。）中に勤務しないときは、次の各号に掲げる場合を除くほか、パートタイム有期雇用教職員給与規程第 10 条の規定を準用して、その勤務しない 1 時間につき勤務 1 時間当たりの年俸額をその者に支給すべき年俸の額から減額する。

- (1) 有期雇用教職員勤務時間等規程第 23 条に規定する年次有給休暇
- (2) 有期雇用教職員勤務時間等規程第 30 条第 1 項に規定する特別休暇。ただし、同条同項第 8 号に掲げる休暇は、年 13 回を限度とし、1 回について 2 日以内に限るものとする。
- (3) 有期雇用教職員勤務時間等規程第 34 条に規定する病気休暇
- (4) 有期雇用教職員勤務時間等規程第 36 条第 1 項の規定により勤務しないことの承認を受けた日
- (5) 前各号に定めるもののほか、理事長がやむを得ないと認めた場合

**(勤務 1 時間当たりの年俸額)**

第 12 条 前条に規定する勤務 1 時間当たりの年俸額は、次の計算式により得られる額とする。

$$\frac{\text{「年俸月割額」}}{\text{「週勤務時間」} \times 52 / 12}$$

2 前項に規定する週勤務時間は、第 7 条第 4 項から第 6 項までの規定により得られる時間とする。

**(特殊勤務手当)**

第 13 条 年俸制パートタイム有期雇用教職員の特殊勤務手当については、パートタイム有期雇用教職員給与規程第 27 条から第 31 条の 2 までの規定を準用する。

**(通勤手当)**

第 14 条 年俸制パートタイム有期雇用教職員の通勤手当については、パートタイム有期雇用教職員給与規程第 3 章（第 4 節を除く。）の規定を準用する。

**(時間外勤務手当)**

第 15 条 所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命じられて勤務した年俸制パートタ

パートタイム有期雇用教職員には、パートタイム有期雇用教職員給与規程第 32 条の規定を準用して時間外勤務手当を支給する。

**(夜間勤務手当)**

第 16 条 所定の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した年俸制パートタイム有期雇用教職員には、パートタイム有期雇用教職員給与規程第 33 条の規定を準用して、夜間勤務手当を支給する。

**(時間外勤務手当等の計算の基礎となる勤務 1 時間当たりの給与額)**

第 17 条 前 2 条に規定する手当の計算の基礎となる勤務 1 時間当たりの給与額は、次の計算式により得られる額とする。

$$\frac{\text{「年俸月割額」}}{\text{「週勤務時間」} \times 52 / 12}$$

2 前項に規定する週勤務時間は、第 7 条第 4 項から第 6 項までの規定により得られる時間とする。

**(時間外勤務手当等の計算)**

第 18 条 時間外勤務手当等の計算については、パートタイム有期雇用教職員給与規程第 38 条の規定を準用する。

**(支給日)**

第 19 条 第 6 条の給与支給日（以下「給与支給日」という。）は、毎月 17 日とする。ただし、その日が次の各号に掲げる日に当たるときは、当該各号に定める日とする。

- (1) 日曜日（次号に掲げる日を除く。）又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 2 条に規定する国民の祝日（以下「祝日」という。）その翌日
- (2) 日曜日でその翌日が祝日であるもの その前々日
- (3) 土曜日 その前日

2 特殊勤務手当、時間外勤務手当及び夜間勤務手当の支給日は、翌月の給与支給日とする。

3 通勤手当の支給日は、パートタイム有期雇用教職員給与規程に定めるところによる。

**(給与の支給方法等)**

第 20 条 前条に定めるほか、給与の支払い方法等については、パートタイム有期雇用教職員給与規程第 5 章及び第 6 章の規定を準用する。

**附 則**

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表

区分		年俸額（円）
特任教員	特任教授（S）	個別に定める
	特任教授	9,110,400 円

	特任准教授	7,086,000 円
	特任講師	6,074,400 円
	特任助教	5,314,800 円
特任研究員	特任研究員 (S)	個別に定める
	特任研究員 (A)	9,110,400 円
	特任研究員 (B)	7,086,000 円
	特任研究員 (C)	6,074,400 円
	特任研究員 (D)	5,314,800 円
	特任研究員 (E)	5,061,600 円
シニア研究員	シニア研究員 (A)	4,808,400 円
	シニア研究員 (B)	4,555,200 円
研究員	研究員 (A)	4,302,000 円
	研究員 (B)	4,048,800 円
	研究員 (C)	3,796,800 円
研究補佐	研究補佐 (A)	3,543,600 円
	研究補佐 (B)	3,290,400 円
	研究補佐 (C)	3,037,200 円
	研究補佐 (D)	2,978,400 円
一般職 (補佐)		3,333,600 円
一般職 (補助)		2,978,400 円

備考

- 1 特任研究員の S、A、B、C、D、E の格付、シニア研究員の A、B の格付、研究員の A、B、C の格付及び研究補佐の A、B、C、D の格付は、その者が従事する職務の困難の度に応じて、下表を基準に決定する。

区分	基準となる職務内容
特任研究員 (S)	当該研究において主体者として研究に専ら従事し、理事長が特別に認めるもの
特任研究員 (A)	高度な研究又は技術経験 (概ね 20 年以上) をもとに行う研究
特任研究員 (B)	高度な研究又は技術経験 (概ね 15 年～20 年未満) をもとに行う研究
特任研究員 (C)	高度な研究又は技術経験 (概ね 13 年～15 年未満) をもとに行う研究
特任研究員 (D)	高度な研究又は技術経験 (概ね 10 年～13 年未満) をもとに行う研究
特任研究員 (E)	高度な研究又は技術経験 (概ね 10 年未満) をもとに行う研究

シニア研究員（A）	相当の研究経験をもとに教員の指導を伴わずに行う相当高度な研究
シニア研究員（B）	相当の研究経験をもとに教員の指導を伴わずに行う高度な研究
研究員（A）	相当の研究経験をもとに教員の概括的な指導のもとに行う相当高度な研究
研究員（B）	教員の概括的な指導のもとに行う相当高度な研究
研究員（C）	教員の概括的な指導のもとに行う研究
研究補佐（A）	特に高度な知識又は技術を必要とする研究を補佐する業務
研究補佐（B）	高度な知識又は技術を必要とする研究を補佐する業務
研究補佐（C）	相当高度な知識又は技術を必要とする研究を補佐する業務
研究補佐（D）	知識又は技術を必要とする研究を補佐する業務